

## 令和5年第2回知内町議会臨時会

- ◎ 招集年月日 令和5年4月25日(火)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和5年4月25日(火) 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 令和5年4月25日(火) 午前10時23分

### ◎ 出席議員

|    |      |     |       |
|----|------|-----|-------|
| 2番 | 笠松悦子 | 7番  | 五十嵐捷爾 |
| 4番 | 城地秀樹 | 8番  | 木村一   |
| 5番 | 山田顕人 | 9番  | 谷口康之  |
| 6番 | 吉田峰一 | 10番 | 伊藤政博  |

- ◎ 会議録署名議員 7番 五十嵐捷爾 8番 木村一

- ◎ 欠席議員 1番 成澤五郎 3番 松井盛泰

### ◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

|             |         |
|-------------|---------|
| 町長          | 西山和夫    |
| 副町長         | 大野樹     |
| 総務課長        | 森永茂     |
| 生活福祉課長      | 高田正志    |
| 保健センター長     | (高田正志)  |
| 地域包括支援センター長 | 笠松さおり   |
| 税務会計課長      | 佐藤辰治    |
| 産業振興課長      | 南一貴     |
| 政策調整課長      | 三原知明    |
| 建設水道課長      | 澤田浩一    |
| 建設水道課主幹     | 牧野覚     |
| 教育長         | 堂下則昭    |
| 教育委員会事務局長   | 長谷川将之   |
| スポーツセンター長   | (長谷川将之) |
| 知内高等学校事務長   | 南和敏     |
| 学校給食センター長   | (長谷川将之) |
| 代表監査委員      | 西内貞治    |

### ◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 上野真吾 |
| 議事係    | 高田貴明 |

## 令和5年第1回知内町議会臨時会議事日程

(第1号)

令和5年4月25日(金)午前9時30分開議

| 日 程 | 議 件 番 号 | 議 件 名                         |
|-----|---------|-------------------------------|
| 第 1 |         | 会議録署名議員の指名 7番、五十嵐捷爾君、8番、木村 一君 |
| 第 2 |         | 会期の決定について                     |
| 第 3 |         | 議長の諸報告                        |
| 第 4 | 議案第 1号  | 令和5年度知内町一般会計補正予算(第1号)について     |
| 第 5 | 議案第 2号  | 知内町職員の給与に関する条例の一部改正について       |
| 第 6 | 議案第 3号  | 知内町税条例の一部改正について               |
| 第 7 | 議案第 4号  | 知内町国民健康保険税条例の一部改正について         |
| 第 8 | 議案第 5号  | 雪寒機械の購入について                   |

### ● 開会宣言・開議・議事日程

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

おはようございます。

令和5年第2回臨時会にお集まりいただきまして、ご苦勞様です。

欠席届のあった議員は、1番成澤五郎君、3番松井盛泰君です。

只今の出席議員数は、8人です。

定足数に達していますので、令和5年第2回知内町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

### ● 会議録署名議員の指名

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、五十嵐捷爾君及び8番、木村一君を指名します。

### ● 会期の決定について

#### ◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第2、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませ

んか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

---

## ● 議長の諸報告

### ◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第3、『議長の諸報告』を行います。

令和5年第1回知内町議会定例会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

ただ今、町長から今臨時会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。

これを許します。町長。

### ◎ 町 長 (西山和夫)

皆さん、おはようございます。令和5年第2回知内町議会臨時会上程議案の説明をさせて頂きます。議員の皆様には、令和5年第2回知内町議会臨時会にご出席を頂きまして誠にありがとうございます。今議会に上程させて頂いておりますのは、議案5件であります。

議案第1号の令和5年度知内町一般会計補正予算(第1号)については、歳入歳出それぞれ3,401万4千円を追加し、総額を45億5,451万4千円とするものであります。補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策費、橋梁維持費等に追加補正するものであります。

議案第2号の知内町職員の給与に関する条例の一部改正については、令和4年度の人事評価から勤務成績を勤勉手当に反映するにあたり、期間の整理をするための条例改正であります。

議案第3号の知内町税条例の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律他関係法令が改正されたことに伴い、町の税条例の一部を改正するもので、住民税や固定資産税等の関係条文を改正整理するものでありますが、特に個人町民税で森林環境税の取扱いについて今回の改正で整理させて頂きます。

議案第4号の知内町国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律他、関係法令が改正されたことに伴い、規定の整備を行うものであります。

議案第5号の雪寒機械の購入については、議会の議決にすべき契約及び財産の習得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案の内容につきましては、担当課長の方から説明をさせて頂きますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

## ● 議案第1号 令和5年度知内町一般会計補正予算(第1号)について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第4、議案第1号、『令和5年度知内町一般会計補正予算（第1号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

議案第1号、令和5年度知内町一般会計補正予算（第1号）について。

令和5年度知内町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,401万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億5,451万4千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明しますので、13ページをお開き下さい。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に96万8千円を追加し、6,732万7千円とするものです。これは、12節委託料にデータセンター運用保守業務委託料について当初予算計上漏れによる追加補正、13節使用料及び賃借料にタブレット導入議会ペーパーレス化にあたり議案資料をPDFする為のアプリケーションライセンス2件分の使用料を追加補正するものです。以上で総務課関係の説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に、生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

それでは、私からは14ページ生活福祉課関連について説明させていただきます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費に630万4千円を追加し、3,469万1千円とするものです。内容は、1節報酬から17節備品購入費まで、新型コロナワクチン予防接種事業にかかる必要経費を追加するものです。尚、説明資料はございませんが、今回のワクチン接種の対象者は65歳以上の方、基礎疾患を有する5歳から64歳の方、医療従事者等で初回接種を終了した約2,000人であり、そのうち接種人数を8割の1,600人と見込み、経費を算定しております。対象者には、5月中旬から年齢の高い方から順次接種券を発送し、6月より接種を開始する予定です。

次に、22節償還金利子及び割引料は、返還金に6万2千円を追加するものですが、これは新型コロナワクチン接種体制確保事業の額の確定によるものです。以上で、生活福祉課関連の説明を終わらせて頂きます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に、産業振興課長。

◎ 産業振興課長（南 一貴）

続きまして、産業振興課関係の補正予算についてご説明致します。

議案の16ページ目をご覧ください。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費に8万8千円を追加し、604万5千円とするものです。これは、13節使用料及び賃借料で、農業委員会で使用しているタブレットに取込むデータ作成作業の際に必要な編集用ソフトを

導入する必要があることから、使用料及び賃借料を追加補正するものです。

次に、17ページ目をご覧ください。7款商工費、1項商工費、5目物産館管理費に48万円を追加し、1,814万5千円とするものです。これは、10節需用費で設備の定期点検の実施結果により、さわやかトイレ低圧分電盤が経年劣化による腐食が見受けられ、今後降雨の際に浸水の恐れがあると指摘を受けたことから、当該箇所の修繕を行う必要がある為、修繕費を追加補正するものです。詳細につきましては、説明資料ナンバー4、産業振興課説明資料13ページをご参照願います。以上で産業振興課関係の説明を終わります。よろしくお願います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に、建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (澤田浩一)

続きまして、建設水道課関係の補正予算についてご説明致します。

18ページをご覧ください。8款土木費、2項道路橋梁費、3目橋梁維持費に2,400万円を追加し、2,459万5千円とするものであります。内容と致しまして、12節委託料に2,400万円を追加するものであり、これは、5年に1度定期的に行う橋梁点検の今年度実施する30橋分の橋梁点検委託料として1,730万円、令和6年、7年と工事を行うサンナス橋架替工事における近隣家屋等への影響を調査する為の家屋調査外委託費に390万円、架替工事費積算に対する積算補助委託費に280万円を追加するものであり、補助金の内示による追加補正になります。詳細につきましては、説明資料建設水道課関係15、16ページをご参照願います。以上で終わります。よろしくお願致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に、教育委員会事務局長。

◎ 教育委員会事務局長 (長谷川将之)

続きまして、教育委員会関係の補正予算についてご説明致します。

19ページをお開き下さい。10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費に165万円を追加し、3,359万6千円とするものです。内容は、備品購入費で知内中学校生徒用机の天板交換事業であります。これは、平成26年に地域材活用の目的から、中学校生徒用机を杉の天板に張替えしておりますが、経年劣化と表面の柔らかさから凹凸が生じている状況です。また、授業でタブレット端末を使用することになったことで、今のサイズの天板では狭くなり、一回り大きなサイズに切替えを致します。また今後の天板の傷対策として従来よりも厚いデスクマットへの変更もするものです。事業費につきましては、生徒用天板マット120台分で165万円、財源は森林環境譲与税を適応します。詳細につきましては、説明資料の19ページをご参照願います。

次に、20ページです。6款社会教育費、4目青少年交流センター管理費に52万4千円を追加し、1,044万6千円とするものです。内容につきましては、今年度青少年交流センターが満室となっており、余裕スペースが無い状況から、感染症の隔離部屋やミーティング室として利用できる仮設ハウスをレンタルで設置するものです。詳細につきましては、説明資料の20ページをご参照願います。

次に21ページです。7項保健体育費、1目保健体育費で補正額はありません。これは、今年度町営スキー場のガレージを更新しますが、整備内容から当初計上の工事請負費から備

品購入費に科目を更正するものです。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

引き続き、総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

それでは、歳入のご説明をしますので、6ページをお開き下さい。

10款1項1目地方交付税に1,048万4千円を追加し、18億7,248万4千円とするものです。これは、ただ今ご説明しました歳出に対応して追加補正するものでございます。

続きまして、7ページです。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目衛生費国庫負担金に401万1千円を新たに追加するものです。これは歳出で説明しました新型コロナウイルスワクチン予防接種事業にかかる国庫負担金です。

続きまして、8ページです。2項国庫補助金、1目土木費国庫補助金に988万3千円を追加し3,243万1千円とするものです。これは、歳出で説明しました橋梁点検委託料等に対する補助金です。

続きまして、9ページです。5目衛生費国庫補助金に252万1千円を追加し、287万1千円とするものです。これは、歳出で説明しました新型コロナウイルスワクチン予防接種事業にかかる国庫補助金です。

続きまして、10ページです。15款道支出金、1項道負担金、2目土木費道負担金に545万5千円を新たに追加するものです。これは、歳出で説明しましたサンナス橋架替工事に対する道負担金です。

続きまして、11ページです。18款繰入金、2項基金繰入金、1目積立金繰入金に165万円を追加し、3億9,640万円とするものです。これは歳出で説明しました中学校生徒用机杉天板購入に対する森林環境譲与税基金の繰入金です。

続きまして、12ページです。20款諸収入、5項1目雑入に1万円を追加し2,544万4千円とするものです。1節雑入に新型コロナウイルスワクチン予防接種料を追加補正するものです。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、山田君。

◎ 5番（山田顕人）

説明資料の20ページですね。青少年交流センターの仮設ハウスの件でちょっとお聞きします。定員64名に対して63名入居されているということで、一人分部屋が開いているのかなというふうに思うんですけども、そのあたりがどうしてまたレンタルハウスになるのかなということもあるんでしょうけども、そのあたりお聞きします。

それと、年間の43万8千円となっていますけれども、もう4月終わりますよね、11ヶ月という形になるのか来年の4月、5月までになるのかな、4月末までになるのか、その辺りちょっとお聞きします。

◎ 議長（伊藤政博）

知内高等学校事務長。

◎ 知内高等学校事務長（南 和敏）

ご説明します。今現在、今回1学年で24人新たに青少年交流センターに入りました。今全体で63名が青少年交流センターで生活しているんですけども、2人部屋、2人で1つの部屋なので、若干1人1部屋があるんですけども、空きスペースとしては全く無い状態であります。交流センターについても1階に隔離部屋ということで、1つ1人だけ収納できる場所があるんですけども、コロナの関係で1人1つだけでは、心許ないということで今回スーパーハウスという形で隔離部屋を別に用意するというので進めております。スーパーハウスの年間なのかということのご質問なんですけども、こちらについては、12ヶ月で計上しております。今若干もう4月なんですけども、これから直ぐ予算が終わったと同時に借りることになるんですけども、一応12月と余裕をもった形で予算を計上させて頂いています。説明は以上です。

◎ 5 番（山田顕人）

分かりました。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

14ページの部分で、先程課長の説明資料が無いということで、コロナウイルスワクチンの接種の対象者が2,000人、8割の1,600人と言ってたんですけども、逆に接種率が下がるのではないかなと私はちょっと心配しているんですけども、その辺の対応というのは考えているんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

包括支援センター長。

◎ 包括支援センター長（笠松さおり）

ご説明します。これまでの65歳以上の接種率を見ますと90%以上になっていますが、今議員仰ったように、段々接種率が下がってくるのではという見込み8割で今回計画しました。もしかしたら、それ以下になるかもしれませんが、目標としては8割で計画しています。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

その分での町としても、せっかくやる以上は出来れば100%って言えば変ですけど、出来るような形にもっていければ1番良いんですけども、ただ特に今最近はコロナというものに対して意識が薄くなって来ているものがあるように、私は思うんですけどもその辺について、町としても考えているような事があれば、実施してもらいたいと思いますが、どうですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

包括支援センター長。

◎ 包括支援センター長（笠松さおり）

ご説明します。これまで通り65歳以上の方に関しましては、予診票と接種券を送る際にコロナの予防接種についてのお知らせを同封すると共に健康教室ですとか、検診の場を利用

して接種の方を促していきたいと考えております。

◎ 9 番 (谷口康之)

よろしく申し上げます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第2号 知内町職員の給与に関する条例の一部改正について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第5、議案第2号、『知内町職員の給与に関する条例の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長 (森永 茂)

議案第2号、知内町職員の給与に関する条例の一部を改正について。

知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める

説明資料で説明しますので、3ページをお開き下さい。

今回の改正の理由ですが、令和2年度から実施している人事評価について、令和4年度の人事評価から勤務成績を勤勉手当に反映するにあたり、6月勤勉手当・12月勤勉手当それぞれに反映する勤務成績の期間を整理するため、本条例を改正するものです。

改正の概要です。条例第20条に定める勤勉手当において第1項で基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給するという条文になっていますが、6月1日、12月1日でそれぞれ基準日以前6箇月以内の勤務成績としているところを当町の人事評価期間が4月1日から3月31日での1年間としていることから基準日の前年度の勤務成績を反映するため、条文を基準日の属する前年の4月1日から基準日までの範囲内によって規則で定める期間に改めるものです。尚、参考の所ですが人事評価結果の反映にかかる成績率にはついては、人事院勧告で示された支給率を通常とし、それに5%または10%を増減するものとなっています。

最後に施行期日は公布の日から施行することとしております。

説明は以上です。よろしくお願ひ致します。



◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

課長の説明で 説明資料を見ますと勤勉手当の人事院勧告に示された支給率を通常Bとするということなんですけども、それは分かるんですけども、プラスマイナス5%、10%の成績率はどのような形で、誰が評価してその辺決めているのかあるようでしたらお知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務課長。

◎ 総務課長（森永 茂）

ご説明致します。人事評価のやり方につきましては、年度当初にですね、職員の方で業績の目標を立てて頂きまして、1年間通して能力を業績に対してどれだけ達成したかということで、複合的に評価します。最終的にはここにあるようにSからDという評価をつけるんですけども、これはですね当町で採用しているのは、相対評価ではなくて絶対評価でSが何パーセント付けるとかDが何パーセント付けることではなくて、通常の人がほとんどであって、それから凄く加点してSという形になるんですが、評価の方は係長以下の職員については上司の課長が評価する事になっておりまして、管理職については、副町長が第1次の評価、第2次が町長の評価になります。すみません、言い忘れまして、一般の職員については、1次が課長が評価して、2次評価は副町長、教育長がすると形になっております。説明は以上です。

◎ 9 番（谷口康之）

分かりました。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第3号 知内町税条例等の一部改正について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第6、議案第3号、『知内町税条例等の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務会計課長。

#### ◎ 税務会計課長（佐藤辰治）

おはようございます。先程町長から説明ありましたが、今回の条例改正につきましては、令和6年度から課税が始まります森林環境税の所要改正が主なものとなります。そのことから森林環境税、森林環境譲与税について最初に説明させていただきます。お手元にお配りのA4の両面刷りをご覧ください。最初にそれぞれの税の制度設計イメージの方をご覧ください。現在ですね、東日本大震災の復興財源としまして、住民税の均等割額5千円のうち1千円を負担して頂いているところですが、こちらの方令和5年度をもちまして終了致します。令和6年度からは引き続いて森林環境税として住民税の均等割から1千円を負担して頂くことになり、納付して頂いた税につきましては、一度国の方に納付しまして、国での総額としましては6,200万人分の均等割納税者となりまして、総額620億円のうち600億円を各都道府県1割、市町村の9割の割合で環境譲与税として交付される事になります。当町におきまして、令和4年度の均等割課税者数につきましては、1,924人、192万4千円程になっておりまして、その分が令和6年度以降の森林環境譲与税で見込まれるものとしております。

2面の方をご覧ください。森林環境譲与税の国からの剰余額につきましては、私有林人口面積、林業就業者数、人口を譲与基準としまして令和元年度より国の特会借入れを厳守として始まりまして、現在は金融機構金利変動準備金を活用しまして、500億円を原資として交付されております。当町におきましては、令和4年度の環境譲与税の交付実績で1,453万7千円の交付を受けております。令和6年度につきましては、表にありますように国の原資総額の方が500億円から600億円になることから、プラスアルファの交付が見込まれることとなります。以上森林環境税、森林環境譲与税についてですが、続いて議案23ページに戻って説明をさせていただきます。

議案第3号、知内町税条例の一部改正について。

知内町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

23ページ下段から40ページまで新旧対照表により条例の改正内容について記載しておりますが、改正内容につきましては、説明資料により説明しますので、説明資料の税務会計課の5ページをお開き頂きたいと思っております。

知内町税条例の一部改正の概要でございます。今回の改正は地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、原則として同年4月1日からの施行に伴って、知内町税条例との一部を改正するものです。改正内容につきましては、まず住民税関係においては15点の改正となります。

1点目は、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除において森林環境税が令和6年度より課税が開始されることから、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行の改正に伴う所要の改正を行うものです。施行期日は令和6年1月1日です。

2点目は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書において扶養親族と申告書の記載事項の簡素化を図ることから改正を行うものです。施行期日は令和7年1月1日です。

3点目は、只今説明致しました扶養親族等申告書の改正で、第36条の3の2に新たに項を加える事から、条項の整理をする改正となります。施行期日では令和7年1月1日です。

4点目では、個人の町民税の徴収の方法等について、森林環境税の課税が開始されることから、賦課徴収方法について規定する改正となっております。施行期日は令和6年1月1日です。

5点目は、個人の町民税の納付通知書において、森林環境税の導入に伴う納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加する改正となります。施行期日は令和6年1月1日です。

説明資料6ページをご覧ください。6点目は、給与所得者に係る個人の町民税の特別徴収において森林環境税の導入に伴い均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正となっております。施行期日は令和6年1月1日です。

7点目は、給与所得者に係る特別徴収税額の納入の義務等で令和7年度からの全国地方公共団体における機関業務システムの全国標準化の構築に向け、今年度の4月からは軽自動車税、固定資産税、町道民税、国民健康保険税の納入通知書にQRコードが付与されまして、eLTAX（エルタックス）によるクレジット払いやスマートフォンによる電子マネーの納付に加えて、全国の金融機関窓口から納付が可能になり、今後の町税税務手続きのデジタル化に向けた施行規則様式が新たに加わったことから改正するものです。施行期日は、公布の日から施行し、令和5年4月1日からの適用です。

8点目は、給与所得者に係る特別徴収税額の普通徴収税額の繰入れにおいて、森林環境税の導入に伴う所要の文言を整理するものです。施行期日は令和6年1月1日です。

9点目、公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収において森林環境税の導入に伴い、均等割額に森林環境税を含む旨を規定する改正となっております。施行期日は令和6年1月1日です。

10点目は、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れにおいて、森林環境税の納入に伴う所要の文言を整理するものです。施行期日は令和6年1月1日です。

11点目につきましては、法人の町民税の申告納付で、デジタル化に向けまして施行規則様式が新たに加わったことから改正するものです。施行期日は公布の日から施行し、令和5年4月1日からの適用です。

7ページになります。12点目につきましては、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続きにおいて、同じくデジタル化に向けて施行規則様式が新たに加わったことから改正するものです。施行期日は公布の日から施行し、令和5年4月1日からの適用です。

13点目は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例において所得割額の免除の適用期限を令和6年度から令和9年度まで延長するものです。施行期日は公布の日から施行し、令和5年4月1日からの適用です。

14点目は、優良住宅地の造成等のため宅地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税特例で、令和5年度の適用期限を3年間延長して令和8年度までとする改正です。施行期日は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものです。

15点目につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例について所要の条文を整理する改正となっております。施行期日は公布の日から施行し、令和5年4月1日からの適用です。

続きまして、固定資産税関係になりますが、3点の改正となります。

1点目は、読替規定のおきまして、令和3年度改正の法附則第64条を削る改正規定とな

っております。施行期日は公布の日から施行し、令和5年4月1日からの適用です。

2点目は、法附則第15条第2項第1号等の条例に定める軽減特例の割合に新たに大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の軽減措置にわがまち特例の割合を1/3とする規定を追加するものです。施行期日は公布の日から施行し、令和5年4月1日からの適用です。

8ページになります。3点目につきましては、新築等における固定資産税の適用を受けようとする者がすべき申告の規定に新たに大規模修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとするものがすべき申告についての規定にあわせて条項ズレを整理する改正となっております。施行期日は公布の日から施行し、令和5年4月1日からの適用です。

続いて軽自動車税関係は7点の改正となります。1点目は、種別割の税率で令和5年7月1日から道路交通法の改正により、電動キックボードを特定小型原動付自転車として適用することから、ミニカー区分から三輪以上の特定小型原付を第82条第1号への3,700円から除外しまして、同条公道イの2,000円の該当とする改正となります。施行期日は令和5年4月1日です。

2点目は、軽自動車税の環境性能割の非課税で臨時的軽減措置に係る規定を削除する改正となります。施行期日は公布の日から施行し、令和5年4月1日からの適用です。

3点目は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例で、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を10/100から35/100に改正するものです。施行期日は令和6年1月1日です。

4点目は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例において、臨時的軽減措置に係る規定を削除する改正となります。施行期日は公布の日から施行し、令和5年4月1日からの適用です。

5点目は、軽自動車税の種別割の税率の特例においてグリーン化特例について、特例の適用を延長し、燃料費基準達成度の区分に応じて3年間で段階的に引き上げを行う見直しにあわせ、項ズレを整理する改正となります。施行期日は公布の日から施行し、令和5年4月1日からの適用になります。

9ページになります。6点目は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例で附則第16条の改正に伴い、条文規定を整備する改正となります。施行期日は公布の日から施行し、令和5年4月1日からの適用です。

7点目は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例になりますが、環境性能割同様に不正を行った自動車メーカーを納税義務者と見なして納税不足分を徴収する際に加算する額を10/100から35/100に改正するものです。施行期日は令和6年4月1日です。

続きまして、たばこ税関係2点の改正になります。1点目は、たばこ税の申告納付の手續と2点目のたばこ税に係る不足税額等の納付手續についてデジタル化に向けた施行規則様式を新たに加える改正となります。施行期日は公布の日から施行し、令和5年4月1日からの適用となります。以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願ひ致します。

## ◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、木村君。

◎ 8 番 (木村 一)

8番木村です。たばこ税、どうもこの内容が意味不明なんだけど、2番目の不足税額等の納付手続って、たばこ税が不足するという事か。どういう事なの。

◎ 議 長 (伊藤政博)

税務会計課長。

◎ 税務会計課長 (佐藤辰治)

ご説明致します。先程令和7年度から全国標準化課税に関する全国の標準化システムを使った全国標準化という方向で、今諸々の所要の改修、様式等の改修等を行っております。その中でたばこ税の申告納付につきましても、デジタル化を推進する為に所要の改正を行う改正となっております。

不足税額等は例えば、年度毎に納付なんですけど、仕入れを前年度にして在庫が翌年度に売った商品になったとか、買った数と在庫で売った数等の関係がありますので、その分が新年度で不足分としてたばこ税として申告納付をするという形の不足税額ということになります。以上となります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、木村君。

◎ 8 番 (木村 一)

これ我々直接個人には別に関係ないんだべ。例えば、たばこだとか販売業者だとかが、そういうこれに対して係わってくるわけで、そうだな。

◎ 議 長 (伊藤政博)

税務会計課長。

◎ 税務会計課長 (佐藤辰治)

すみません。小売業者の販売に伴うたばこ税になりますので、そちらの方の在庫整理の中で不足分を新たな年度で調整するという形の不足分ということになります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、木村君。

◎ 8 番 (木村 一)

森林環境譲与税、制度設計のイメージ。最後にこの注釈で一部の団体においては超過課税が実施されているということは、どういうこと。

◎ 議 長 (伊藤政博)

税務会計課長。

◎ 税務会計課長 (佐藤辰治)

まず森林環境税につきましては、国税になりますので、一律1,000円となります。但し、道府県民税、個人の均等割の市町村民税分と道府県民税分当町は標準の3,000円を使っておりますが、こちらの方を例えば4,000円だとか2,000円だとかいうようにしている市町村もありますので、そのことを示しております。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、木村君。

◎ 8 番 (木村 一)

個人住民税均等割って相対で4,000円なのか。市町村民税が3,000円、道府県民

税が年1,000円ということは、そういうことなんだな。道府県民税ってなんで、都が入っていないの。都は関係ないの。東京都。道、府、県、民税だから都道府県でないの。

◎ 議長（伊藤政博）

税務会計課長。

◎ 税務会計課長（佐藤辰治）

すみません。東京都23区、区が主体になってくるかと思われるので、区割と町割というような形で都が抜けているものかと思われます。以上となります。

◎ 議長（伊藤政博）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第4号 知内町国民健康保険税条例の一部改正について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第7、議案第4号、『知内町国民健康保険税条例の一部改正について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（高田正志）

41ページをご覧ください。

議案第4号、知内町国民健康保険税条例の一部改正について。

知内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

この条例につきましても、資料で説明しますので、説明資料11ページをご覧ください。

知内町国民健康保険税条例の一部改正の概要です。

1.改正の理由。地方税法等の一部改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険条例が改正となり、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律が改正されたことにより規定の整備を行うものです。

2.改正の内容。(1)特例対象者被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例。これは本条例第24の2の改正の伴う規定の整備です。(2)特例対象被保険者等に係る申告。これは、国民健康保険条例の改正に合わせての規定の整備でございます。(3)公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例等。これは法附則及び租税条約等の実施に伴う所得

税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の改正に伴う規定の整備です。

3の施行期日は公布の日からとし、令和5年4月1日から適用となります。

尚、議案に新旧対照表がありますので、ご参照下さい。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第5号 雪寒機械の購入について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第8、議案第5号、『雪寒機械の購入について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

47ページをご覧下さい。議案第5号、雪寒機械の購入について。

次のとおり雪寒機械を購入したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

記、1.品名、雪寒機械。2.購入価格、2,068万円。3.購入先、北広島市大曲工業団地1丁目6番地、コマツカスタマーサポート（株）北海道カンパニー、社長 山原茂樹。

4.納期、契約の日から令和6年3月28日までであります。

詳細につきましては、説明資料17ページをお開き下さい。

事業名、雪寒機械更新事業。事業概要、除雪ドーザー11t、車輪式、マルチプラウ、簡易着脱装置付。入札日は令和5年4月17日。仮契約金額、契約の相手方、指名業者につきましては、記載のとおりであります。以上で説明を終わらせて頂きます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

バスの時もそうですけども、今回の入札が4月17日で納期が極端言い方すると1年かかるみたいで心配しているんですけど、実際問題としてこれは使いたい冬の時に間に合うような形になるのか、今のこの時代ですから、なかなか注文しても来ないというのが現状だと思いますが、その変について町はどのように対応しているのか、もしあったらお知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (澤田浩一)

ご説明致します。議員皆さんもご存じのとおり世界的に半導体不足により、普通の自動車も納期がかかっていると思いますが、今回の除雪機械も特殊な機械でして、今業者から言われていますのは、3月中に何とか納めれるかなというふうに、お話を伺っております。ただその期間はですね、今現在使っています平成3年車ですが、来年の11月まで車検がございますので、そちらで対応しようと考えております。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に質疑ありませんか。

5番、山田君。

◎ 5 番 (山田顕人)

説明資料の方で日立建機さんが不参加になっているということ、不参加だった理由をお知らせ願います。

それとタイヤショベルなんでね、きっとアタッチメントが通常の除雪のたいけいと違うと思うんですけども、それも含まれているのかどうなのかお知らせ願います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (澤田浩一)

ご説明致します。まず日立建機の不参加ですが、指名通知の中で辞退する場合は、入札日の前日の午後3時までに辞退届を郵送で届けるように記載してあったんですが、それまでに届出が無く、入札日当日に電話で連絡がございまして、入札日の夕方に郵送で辞退届が届きました。ということで不参加とさせて頂きました。

ドーザーのアタッチメントなんですけども、そこら辺も全部含めた金額となっております。以上で説明を終わります。

◎ 5 番 (山田顕人)

分かりました。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。



これから、議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 閉会宣言

◎ 議長(伊藤政博)

これで、本日の日程は全部終了しました。

これにて会議を閉じます。

令和5年第2回知内町議会臨時会を閉会します。

どうもご苦勞様でした。

( 閉会 午前10時23分 )